

経営者によりそうパートナー

みどり通信 12月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第286号 2024. 12. 10



26年ぶり、日本シリーズ優勝おめでとう！
注:写真は夏のハマスタです(*^_^*)

CONTENTS

● ひと言、発言	運命は「口ぐせ」で決まる	P 1
● 今知りたい相続の話	未成年者が相続人の場合	P 3
● リスマネ	運転資金対策	P 6
● 所得税の確定申告のお知らせ		P 7
● 事務所からのお知らせ		P 9
● 年末年始休業のご案内		P 9
● 営業カレンダー		P 9
● あとがき		P 9

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

運命は「口ぐせ」で決まる…

最近出会った書籍を紹介いたします。

運命は「口ぐせ」で決まる

～ 望みを叶える人に学ぶ 思考を現実化する法則～

医学博士佐藤富雄さんの著書。三笠書房から

2014年9月12日発刊された一冊（1320円）です。



本の帯の表には、

言葉ひとつであなたの望む思いどおりの人生を歩む！
実行すればするほど実現スピードも加速する！

裏には、

話したことが現実になる最も効果的な方法

- 人は誰でも「口ぐせどおりの人生」を歩む
- 「望む人生」を口に出した瞬間から……
- 思いどおりの人生をつくる「脳のメカニズム」
- 驚きの効果！……短期間で人生はここまで変わる！
- 運をつかむ人の24時間

最初の巻頭には、

人間にはもともと、どんな人の身体にも、「望んでいること」を達成するしくみが備わっているものなのです。

問題は、その働きをどのようにして実際に生かすことができるかという点です。
そして、それを可能にするキーワードが、「口ぐせ」なのです。

佐藤富雄

と書かれています。

仕事でも「この契約はうまくいく」と口に出していれば本当にうまくいくというものですよね。

この書籍では、なぜ「運命は口ぐせで決まる」のかについて、生物学脳科学の観点から論理的に説明されております。自分で、ポジティブ言葉を用意して発したいと思います。いい言葉は、「いわれた人」より「使った人」に効果があるようですよ。失敗は、成功へのジャンプ台と考えよ・・とも書かれていました。

ぜひ、内容に興味を持たれた方は、この本を手に取っていただければと思います。

来る新年は、口ぐせを変えて、今年よりも更にいい年にしようではありますか！！

税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeiriishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) の12月10日掲載のものです。

相 続

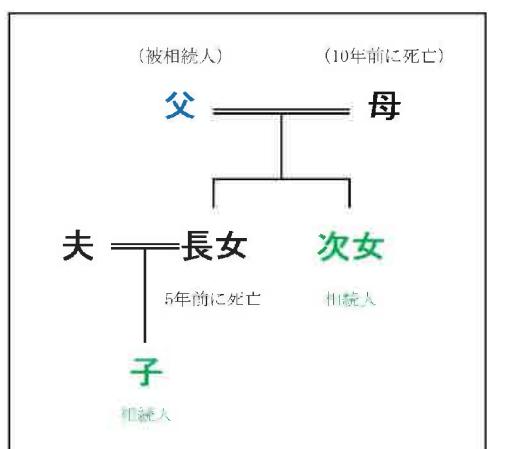
今知りたい相続の話

その42『未成年者が相続人の場合』

<Q>

父が他界しました。父名義の財産がありますが、法定相続人は、次女の私と長女（数年前に亡くなりました）の子どもの2人です。長女の子どもは、未成年です。

未成年者がいる場合の遺産分割の手続きについて、注意する事項があれば教えてください。



<A>

1. 民法では、未成年者は法律行為ができない

相続手続きでは「遺産分割協議」が法律行為にあたりますので、未成年者が相続人になって遺産分割協議に参加する場合には、その未成年者に代理人を立てる必要があります。

通常、未成年者の代理人は親が務めます。今回のケースでは、長女の夫である「孫の父親」が代理人になることが可能です。

●民法

成年年齢（成人年齢）が18歳とされており、18歳未満の者は「未成年者」と呼ばれます。令和4年4月に施行された改正民法により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

2. 親が特別代理人になれない場合

相続では、親子がともに相続の当事者になる場合があります。たとえば、父が亡くなって、母と未成年の子が相続人になった場合があてはまります。

母が子の代理人になれば、母は自分の利益を優先して遺産分割協議を進める

ことができ、子は遺産を十分に受け取れなくなる恐れがあります。

このように子どもにとって不利益な事態を避けるため、親と子が相続の当事者になる場合は、「特別代理人」として親以外の人を代理人として立てなければなりません。未成年の子どもが複数いる場合は、その人数分だけ特別代理人が必要になります。

3. 特別代理人の選任手続き

特別代理人を立てるためには、相続人である未成年者の親（または未成年後見人）が家庭裁判所に申立てを行います。

申立てに必要な書類は下記の通りです（このほか、連絡用の郵便切手も必要です）。

- ① 特別代理人選任申立書（800円分の収入印紙を貼付）
- ② 相続人である未成年者の戸籍謄本
- ③ 親権者（または未成年後見人）の戸籍謄本
- ④ 特別代理人候補者の住民票または戸籍附票
- ⑤ 遺産分割協議書の案

誰を特別代理人にすればよいかという点ですが、相続の当事者でない成人であれば誰でも構いません。一般的には、未成年者からみて祖父母やおじ・おばなどの親族に依頼することが多いようです。

親族に適任な人がいなければ、弁護士などの専門家を特別代理人にすることもあります。

4. 遺産分割協議書作成上の留意点

家庭裁判所は、遺産分割協議書の内容で特別代理人の選任申立てを受理するかどうかを判断することとなります。

遺産分割協議書の内容が未成年の子どもにとって不利なものであれば、受理されない可能性が高くなります。

5. 相続税の一定額が免除される未成年者控除

未成年者控除の金額

10万円×遺産を相続した未成年者が18歳になるまでの年数*

* 1年未満の端数は切り上げ

相続開始が令和4年3月31日以前の場合は「20歳になるまでの年数」

未成年者控除は税額控除です。まず成人と同じように相続税の税額を計算し、その税額から未成年者控除額を差し引くこととなります。

なお、未成年者控除額が、その未成年者本人の相続税額より大きいため控除額の全額が引き切れないことがあります、この場合のその引き切れない部分の金額をその未成年者の**扶養義務者**の相続税額から差し引くこととなります。

扶養義務者：配偶者、直系血族および兄弟姉妹のほか、3親等内の親族のうち一定の者を
いいます。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



生命保険

今回のテーマ

「運転資金対策」

今回は運転資金対策について考えてみたいと思います。

経営者の影響は多岐にわたり、特に中小企業は経営者の「スキル・経験・人脈」などの力が大きく経営に影響します。そんな経営者に万が一があった場合、会社にはどのような影響が考えられるでしょうか。下記の例をご覧ください。

<A社>

販売単価 5,000 円の商品を年間で 1 万個売上=売上高 5,000 万円

仕入原価が 3,000 万円、給与や家賃等の固定費が 1,800 万円→利益は 200 万円

もし経営者に万が一あった場合、後継者が経営を引き継ぐ。

仮に、この突然の事業承継で売上が 20% 低下した場合、仕入原価は同じく 20% 低下しますが、固定費は大きくは変わらないと思われます。そうすると、**利益は 200 万円の赤字へと転落**してしまいます。

後継者の経営手腕による回復までを 5 年とみても、毎年 400 万円、累計で 2,000 万円の利益損失が危惧されます。

さらに借入金もあれば、資金繰りの悪化に繋がる可能性もリスクとして想定されます。

そこで、回復までの期間の資金補填として、生命保険の活用が 1 つの有効な対策です。

特定の生命保険には、年金支払特約というものを付けることができます。

これは、保険金を指定の年数で分割して受け取ることができるというものです。

この特約を活用すれば、上記のようなリスク対策として、毎年の資金補填に使うことができます。

また昨今は死亡リスクだけでなく、病気や怪我で働けなくなるリスクも大いにあります。

そういう経営者の中長期不在のリスクも、上記と同じことが考えられますので、合わせて対策をしていくことが大切であると思っております。

上記のことはあくまで一例です。

会社の状況は様々ですので、現状から想定されるリスクを良く考えて備える必要があります。

ご相談は、ぜひ弊社もしくは弊社担当者までお気軽に頂ければと思います。

担当：伊藤 寛峻

2024年12月吉日

お客様各位

税理士法人 山口会計パートナーズ
代表社員 税理士 山口 昇

「所得税の確定申告のお知らせ」

2024年分所得税の確定申告の時期が近づいてまいりました。

事業者の方はもちろんのこと、不動産収入のある方、又は、給与所得者の方でも確定申告すべき義務のある方は確定申告が必要となります。また、場合によっては、確定申告をしたほうが税金が還付されることもあります。

なお、確定申告書作成及び申告業務を受託させていただく場合には、2025年
1月31日(金)までに関係書類を回収させていただきたいと存じますので、ご協力
のほどよろしくお願ひいたします。

つきましては、下記事項に該当する場合は確定申告する必要がある、又は、確定
申告した方が有利となりますので、ご確認の上、当事務所にご相談ください。

なお、2024年につきましては定額減税制度がありますので、不利益が生じな
いようご注意をお願いいたします。

記

1. 家族での医療費の支払が10万円以上であった。
2. 災害（水害・地震・火災等）、盗難、害虫（白アリ等）により、損害があった。
3. 扶養家族に異動があった。
4. 配偶者で給与収入が本年より150万円を超える者がいる。
5. 扶養家族で給与・内職収入が本年より103万円を超える者がいる。
6. 2ヵ所以上から給与等の支給を受けている（給与・年金・恩給）。
7. 年金収入のみであるが、65歳未満は108万円以上、65歳以上は年間158万円以上
の収入がある。

8. 生命保険契約の満期金を受け取った（また家族で受け取った者がいる）。
9. 土地・建物・株・ゴルフ会員権などを売却した（譲渡を行った）。
10. 不動産・預貯金等の贈与を受けた（贈与を行った）。
11. ローンにより住宅を購入した。
12. ローンにより100万円以上の住宅の増改築を行った（ローン期間10年以上）。
13. 省エネ改修工事を行った。
14. バリアフリー改修工事を行った。
15. 給与所得者で年の中途で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった。
16. 退職金の支払を受けた人で支給時に源泉徴収されている。

～医療費控除をご検討されている方へ～

医療費の領収書等の提出については、以下のとおりご理解ご協力をお願い致します。

- ① 領収書はホチキスを使わず、クリップ等で各人ごとに1年分まとめて保管をお願いいたします。
※ 領収書の代わりに、健保協会などから送られてくる「医療費のお知らせ」をご利用される場合は、通知書に記載の期間は集計いたしませんのでご了承ください。
- ② 2024年内に支払った医療費に対して受け取った保険金などの金額をお知らせください
※ 高額療養費による払い戻しや、加入している医療保険から受け取った入院給付金などが該当します。

なお、当事務所で医療費控除を適用する場合は、手数料を最低3,000円～お願いさせていただきます。

その他ご不明な点などございましたら、当事務所及び担当者までご連絡ください。

以上

◆◇ 事務所からのお知らせ ◆◇

- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

12月27日（金）仕事納め

12月28日（土）～翌年1月5日（日）年末年始休業

1月 6日（月）平常通り

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

今年も残すところ1ヶ月を切りました。

振り返ってみると1年あつという間に過ぎ去っていったように感じます。今年は年始から能登地震や羽田空港での航空機衝突とショッキングな出来事から始まり、パリオリンピック開幕、能登半島豪雨、新紙幣発行、石破内閣発足などなど大きな出来事が多くの濃い1年だったと思います。

私自身もこの1年を振り返り出来たこと、出来なかつたことを今一度見直して、今年中にすべきこと、来年にすべきことを洗い出し、何も思い残すことがないように残りの1ヶ月を過ごしたいと思います。

山口真広